

愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷光夫 様

武豊町長 初山芳輝  
(公印省略)

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての回答

### 【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的で平和的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。

法令に沿って事業を推進します。

- ②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

関係法令等に基づいて、住民の福祉の増進を図ってまいります

- ③地域主権改革関連法(第1次～第3次分)による義務付け・枠付への見直し(最低基準の見直し)につて、現行の基準を引き下げることなく住民サービス充実の視点から基準の向上をめざしてください。

地域主権改革一括法により、自治体の自由度、判断領域を拡大し、住民に身近な市町村の事務の担任することが望ましいとされた県からは移譲モデルの中では、町村に対し11の任意の移譲事務が示されました。武豊町では、新たな条例制定や事務処理にあたり、財政、人、や専門技術が必要で、現時点では積極的な受け入れはしていません。権限委譲にあたっては、もちろん住民サービスの充実の視点も重要であり、条例制定や制度の構築など十分検討してまいります

- ★④徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

徴収にあたっては、滞納者と面談し、できる限り生活状況の把握に努めることが大切であると考えており、一括納付が困難な納税者に対しては、それぞれの事情に応じて、分割納付にも応じておりますし、納税緩和措置につきましても地方税法の規定に従って、公平かつ適正に行うことにしております。

#### ★【2】福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

現行制度で実施してまいります。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

現行制度で実施してまいります。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

平成 25 年 1 月より、精神障害者手帳1級・2級所持者を対象に、全疾患助成に拡大します。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

現行制度で実施してまいります。

### 【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

#### 1. 安心できる介護保障について

##### (1) 介護保険について

①介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

介護保険料の段階については、負担能力に応じた保険料を賦課する観点から、第5期の保険料段階は10段階と特例2段階の12段階の設定を行っております。

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

現行のとおり、減免制度を実施します。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

現行のとおり、低所得者介護制度等利用負担扶助事業を実施します。

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

総合事業の導入については、近隣の動向等を勘案し、調査研究を行います。また、介護予防事業等につきましては、引き続き充実に努めます。

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

施設整備等の基盤整備は、第5期介護保険事業計画に基づき進めます。

また、低所得者については、引き続き、低所得者介護制度等利用負担扶助事業を行います。なお、医療依存度の高い利用者の入所にかかる助成制度については、現在のところ考えていません。

⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

本町では、人口・地理的条件等により、生活圏域を町全体で一圏域と定めていますので、包括支援センターは、一箇所設置で実施します。

また、23年度から総合相談体制の充実を図るために、社会福祉協議会に事業委託を行いました。なお、委託費は、事業の推進を図るため、適正な計上に努めています。

⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

町単独事業での財政的な支援は、考えていません。

##### (2) 高齢者福祉施策の充実について

★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

現行制度で実施します。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

地域巡回バスは、現在試行中です。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

憩いのサロン事業を推進します。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

公営の高齢者住宅の整備は、考えていません。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

現在、配食サービスについては、社会福祉協議会に事業委託しています。

### ★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

現行制度で実施します。

②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

要介護認定者の内、障がい者控除の対象になる方に、証明書を送付しています。

### 2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

後期高齢者については、個別に申請書の送付はしていませんが、愛知県後期高齢者医療広域連合より、該当者に個別に支給申請のお知らせを送付しています。

国保の高額医療・高額介護合算療養費の申請につきましては、該当者へ個別に案内ハガキを送付しております。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

「愛知県後期高齢者医療短期被保険者証、愛知県後期高齢者医療被保険者資格証明書の交付等に関する要綱」に基づき実施してまいります。

### 3. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

県内の医療機関において、無料で受診できる妊婦健康診査受診票を14枚、産婦健康診査受診票を1枚交付すると共に、県外での里帰り出産をされる妊産婦の対応として、償還払

い制度を行っています。今後もできる限り継続実施したいと考えております。

- ★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。

現行制度で実施してまいります。申請書の受付は市町村の窓口でも受け付けています。また、民生委員の証明は必要ありません。

町の広報紙やホームページで周知していますが、明文化に努めてまいります。現行制度で実施してまいります。

- ③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

現行制度で実施してまいります。

- ④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。

保育園につきましては、地産地消を基本に食材を調達しております。調達する食材の産地については、武豊町産を最優先に、次に知多半島産、愛知県産、国産、最後に海外としています。納入業者にも十分に説明をしています。

地産地消を推進し、食の安全性に努めてまいります。

- ⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

避難所用資材としてプライベートルーム(授乳・着替用等で使用できる)・障がい者対応の仮設トイレを備蓄しております。少量ではありますが、大人用のオムツなどの備蓄をしております。今後も、災害弱者への避難所対応について考えていきます。

#### 4. 国保の改善について

- ①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

県下一斉の事業なので、単独での行動はできないと考えます。

#### ★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

被保険者は年々増加し、使われる医療費等も増え、運営自体も年々大変厳しい状況になって来ています。一般会計からの繰入もこれ以上、厳しい状況です。そのため、加入世帯には給付と負担の適正化を考えて賦課をしています。減免制度については、現行制度を継続します。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

現在は考えていません、現行制度を継続します。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

現在は考えていません、現行制度を継続します。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

現在は考えていません、現行制度を継続します。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

資格証世帯であっても平成22年度より18歳未満の年度末まで短期証を郵送しています。また、国民健康保険法第9条の規定に基づき実施してまいります。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

給付制限は行っていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6か月としてください。

国民健康保険法第9条の規定に基づき短期保険証を交付してまいります。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

生活実態を無視した徴収や差押などは行っていません。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

「武豊町国民健康保険医療費一部負担金減免等事務取扱基準」により実施してまいります。

5. 障がい者・児施策の拡充について

①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

現行制度で実施します。

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。

現行制度で実施します。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

現行制度で実施します。

★④障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

現行制度で実施します。

⑤避難所のバリアフリー化をすすめてください。

ほとんどの避難所で入口のバリアフリー化は行っています。施設で段差がある場所について

は、役場で備蓄している車いす用の段差スロープを利用していきたいと考えております。

- ⑥ 集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児、高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

町内の福祉避難所は7箇所指定しております。

- ⑦ 地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。

災害時要援護者の情報については、本人の同意を得て、自治区、民生委員、社会福祉協議会、消防署等と共有化を図っています。なお、同意を得ていない団体等への情報開示は、本町の個人情報保護条例に基づき対応します。

## 6. 健診事業について

- ① 特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。

特定健診は無料です。

特定健診は、5～7月に実施しています。

特定健診は、個別健診と集団検診を併用しています。

## 7. 予防接種について

- ★① Hib、小児用肺炎球菌、HPVワクチンの予防接種は無料で受けられるようにしてください。

国の「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」に基づき接種費用の助成を行っており、3種類の任意予防接種の自己負担はありません。

- ② 高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

本年、10月15日から高齢者用肺炎球菌ワクチン接種について接種費用の一部助成を実施しております。他の任意予防接種につきましては国や県、近隣市町の動向を参考にして判断いたします。

## 8. 生活保護について

- ★① 憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

引き続き、適切に対応してまいります。

- ② 就労支援や生活指導を個別にいていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

現状の体制で対応してまいります。

- ③ 弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの窓口等への配置はやめてください。

現在のところ考えておりません。

## 【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

- ① 消費税増税法および社会保障制度改革推進法は撤回してください。また、マイナンバー制度は導入しないでください。

- ②消えた年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。特例水準解消を理由とした2.5%の年金削減は撤回してください。年金の自動削減装置である「マクロ経済スライド」を撤回してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。
- ③後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。
- ⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。
- ⑦障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。
- ⑧H i b、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。

それぞれの意見書・要望書について、国や県の動向を注視し、関係団体等と連携を図りながら必要な要望をしてまいります。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

### (1) 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

それぞれの意見書・要望書について、国や県の動向を注視し、関係団体等と連携を図りながら必要な要望をしてまいります。

### (2) 県民の医療を守るために

- ①後期高齢者医療制度について
  - ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。
  - イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ②国民健康保険への県の補助金を増額してください。

- ③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。
- ④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。
- ⑤東海・東南海・南海の三連動地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。
- ⑥県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。
- ⑦厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

それぞれの意見書・要望書について、国や県の動向を注視し、関係団体等と連携を図りながら必要な要望をしてまいります。

### 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

それぞれの意見書・要望書について、国や県の動向を注視し、関係団体等と連携を図りながら必要な要望をしてまいります。

以上